

広島県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町中野字長江谷四八〇二の一、四八〇五の二、四八〇六の二（次の図に示す部分に限る。）、字長江一―三四六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）